

公正取引委員会からの勧告に関する取り組み

ガバナンスに関する方針・考え方

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

プライバシー&データ保護

コンプライアンス

ガバナンス

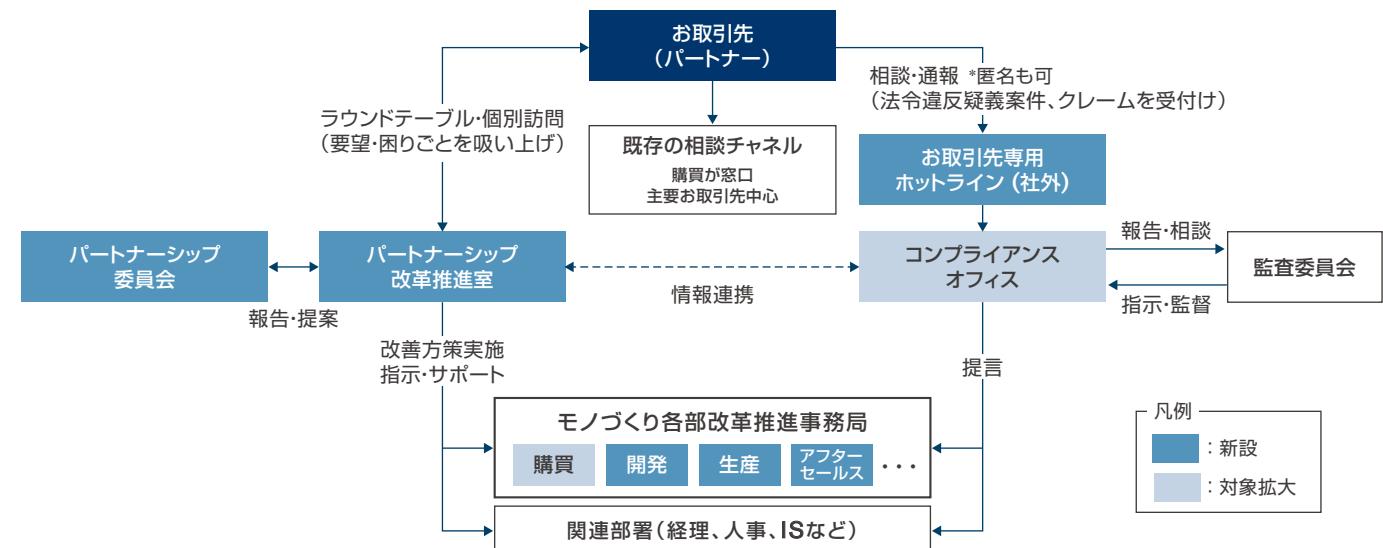
公正取引委員会からの勧告に関する取り組み.....	119
ガバナンスに関する方針・考え方.....	120
コーポレートガバナンス.....	121
リスクマネジメント.....	131
プライバシー&データ保護.....	133
コンプライアンス.....	134

公正取引委員会からの勧告に関する取り組み

当社は公正取引委員会から、下請代金支払遅延等防止法(以下、下請法)の適用対象となる事業者との取引に関して、下請法に基づく勧告を受けました。本勧告において下請代金の減額に該当すると判断された割戻金の総額は、2021年1月から2023年4月までの約30億円です。当社は、既に、下請事業者に対して、下請代金の減額に該当すると判断された金額を返金するとともに、割戻金の運用も廃止いたしました。当社はこのことを大変重く受けとめ、パートナーからの信頼を回復すべく取り組みを進めています。

取り組み

- ・インフレ等によるコスト上昇に対する取引先の経済的負担を軽減する対応を迅速化
- ・割戻金制度を撤廃し、メーカーが取引先の現場でともにコスト競争力を高める
- ・開発費の別建て払いなど、台数の変動に伴う取引先の経済的負担を軽減する措置を拡充
- ・お取引先からの相談・通報を受け付ける仕組みを社外に設置
- ・パートナーシップ改革推進室をCEO直下に設置し、積極的にすべてのお取引先に対し、困りごとや要望をうかがい、協議・対応、改善につなげていく



公正取引委員会からの勧告に関する取り組み

ガバナンスに関する方針・考え方

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

プライバシー&データ保護

コンプライアンス

ガバナンスに関する方針・考え方

2024年3月7日に当社は公正取引委員会から、下請法に基づく勧告を受けました。当社は、本勧告を大変重く受け止めております。当社が持続的な成長を実現するには、ビジネスパートナーの皆さまとの連携強化が不可欠です。そのため、当社は、法令の遵守状況についての定期的な点検、社内教育の徹底、および定期的な研修の実施などを通じて、法令遵守体制の強化を行うとともに、再発防止に徹底的に取り組み、今後の取引適正化を図ってまいります。そして、全てのパートナーの皆さまと真摯に向き合い、未来志向の関係を構築していくことに全力を上げてまいります。

上記を踏まえて、日産は、人々の生活を豊かにするため、信頼される企業として、独自性に溢れ、革新的なクルマやサービスを創造し、その目に見える優れた価値をすべてのステークホルダーに提供すべく、コーポレートガバナンス^{*1}の向上を経営に関する最重要課題のひとつとして取り組んでいます。気候変動に伴うリスクと機会への対応をはじめ、社会からの要請や社会的責任を常に意識しながら事業活動を展開し、事業の持続的な成長とともに持続可能な社会の発展に貢献していきます。

また、日産が持続可能な企業であるためには、高い倫理観と透明性、また強固な基盤を備えた体制が不可欠です。そしてその取り組みを主体的に情報開示することが求められています。日産の事業はグローバルに拡大し、各地域で多様なステークホルダーと活動していますが、すべてのステー

クホルダーから信頼され続ける企業であるためには、すべての従業員が高い倫理観を持ってコンプライアンス(法令遵守)を実践しなければなりません。日産では2001年に「グローバル行動規範」^{*2}を定めて、日産グループ全社で徹底しています。

*1 「コーポレートガバナンスガイドライン」はこちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/Guidelines_JP.pdf

*2 「グローバル行動規範」はこちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/LIBRARY/ASSETS/PDF/NISSAN_GCC_J.pdf

公正取引委員会からの勧告に関する取り組み

ガバナンスに関する方針・考え方

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

プライバシー&データ保護

コンプライアンス

利益相反の回避

取締役および執行役と会社の利益が相反する取引について
は、事前に取締役会の承認を得ること、および取引後に当該
取引に関する重要な事実を取締役会に報告することを取締
役会規則に規定しています。2019年には取締役利益相反解
消指針を制定(2023年に改定)、取締役と会社との利益相反
とは何かを定義し、年に一度の利益相反アンケートを実施す
るなど、取締役に対し利益相反または潜在的な利益相反を報
告する義務を課すとともに取締役の利益相反を解決するプ
ロセスなどを規定しています。さらに、2022年3月にグロー
バル利益相反規程が施行され、すべての役員および従業員
に適用されています。

取締役利益相反解消指針の3つの柱

「取締役利益相反解消指針」の3つの柱

報告義務

各取締役は、以下2つの継続的な義務を負う：

- i 特定の利益相反が新たに生じたこと、またはその可能性を認識した
際に、直ちにこれを報告する義務
- ii 取締役会または委員会に関連して提供を受けた資料により特定の
利益相反を認識した場合、当該会議に先立ちこれを報告する義務

特定利益相反の確認

取締役会および各委員会の議案において、特定の取締役に利益相反の可能性が検出された場合、取締役会および各委員会の事務局が、当該議案が特定利益相反を有するかどうかを検討し、その解消のために必要な対応について各会議体の議長と確認を行う。なお、確認にあたり、必要に応じて、中立・公平な外部法律事務所の意見を求めてることとしている。

特定利益相反解消手続きおよび管理

特定利益相反を解消するための手続きは以下を含む：

- i 特定利益相反が取締役において確認された場合、各会議体の議長
が会議開催前に当該取締役に確認の結果を報告する。
- ii 報告を受けた取締役は、当該議案に関する資料の受領ならびに
審議および決議への参加はしない。
- iii 確認された特定利益相反はデータベースにて管理する。

公正取引委員会からの勧告に関する取り組み

ガバナンスに関する方針・考え方

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

プライバシー&データ保護

コンプライアンス

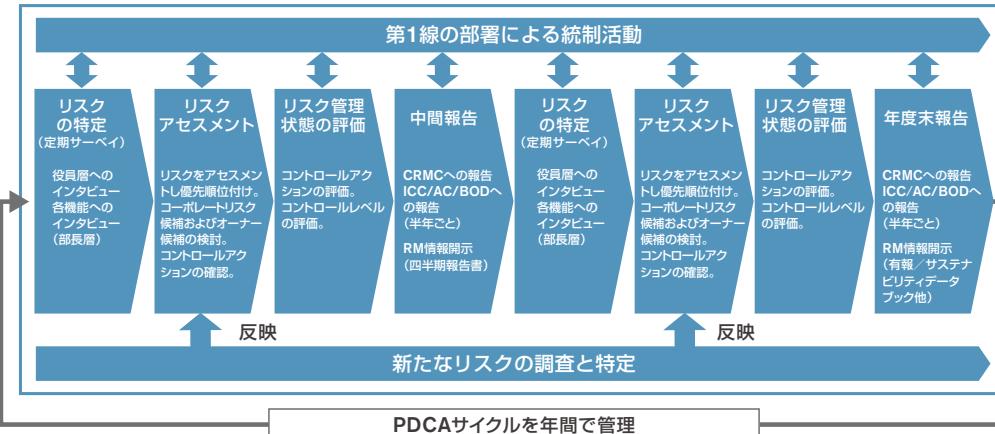
リスクマネジメント強化の取り組み

日産が2021年に発表した長期ビジョン「Nissan Ambition 2030」の達成に向けて、リスクマネジメントの枠組みやプロセスの見直しとその強化に継続して取り組んでいます。体制面の強化としては「三つの防御線(ディフェンスライン)」の原則に基づき、リスクマネジメントの事務局を第二線の機能として明確に位置づけ、人員体制の強化も行いました。会社の新たな基本方針をサポートするために、リスクマネジメントの目的を、事業目的の達成といった短期的なものにとどまらず、より長期的な視点でコーポレートパーザスの達成をサ

ポートする活動と位置づけました。それに伴い、対象とするリスクも環境・人権などのESGリスクを含め、会社の企業価値の向上やサステナビリティに貢献する視点で、より幅広く捉えるようにし、新たなリスクを適時に捉える体制も構築しました。リスクの評価についても、従来の主観的・定性的な評価に、客観的・定量的な評価を加えるため、国際的なフレームワークも参照し、より具体的なリスクの評価と、リスクをコントロールし管理状態に置くための活動のモニタリングを取り組んでいます。

これらプロセスとツールの改善内容は、リスク管理マニュアルにも適宜反映しています。

コーポレートリスクの年間管理プロセス



CRMC:コーポレートリスクマネジメント委員会 ICC:内部統制委員会 AC:監査委員会 BOD:取締役会

(2024年3月末時点)

